契　約　書

件　　名	定期市の開催等運営業務委託
業 務 場 所	別添「定期市の考え方」のとおり
業 務 内 容	別添「定期市の考え方」のとおり
履 行 期 間	契約締結日から令和9年3月13日まで
契 約 金 額	￥Ｏ，ＯＯＯ，ＯＯＯ★ うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥000,000★
契約金額の支払場所	港まちづくり協議会
契約金額の支払方法	口座振替
部分払いの有無	有（　回以内）
特 約 条 項	有

上記の業務委託について、港まちづくり協議会(以下「甲」という。)と受託者(以下「乙」という。)は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項により契約を締結する。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　名古屋市港区名港一丁目19番23号
　　港まちづくり協議会　会長　小神　一夫

乙　受託者
　　住所
　　氏名

契　約　条　項

（契約の目的）

第１条　甲は乙に対して、定期市の開催等運営業務を委託し、乙はこれを受託するものとする。乙は、契約書、定期市の考え方及び提案書（以下「契約書等」という。）に従い、当該業務を実施する。

（委託業務内容）

第２条　乙が行う業務内容は、契約書等に基づく業務とする。

２　乙は、この契約について契約書等に明示されていない事項であっても、履行上当然に必要な事項については、甲の指示に従い乙の負担で実施するものとする。

（業務着手届）

第３条　乙は、この契約締結後 14　日以内に業務着手届を作成し、甲に提出しなければならない。

（権利義務の譲度等の禁止）

第４条　乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。

（再委託の禁止）

第５条　乙は、業務の全部又はその主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

２　乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。

（契約書等不適合の場合の修補義務）

第６条　乙は、業務の内容が契約書等又は甲の指示若しくは甲と乙とが協議の内容に適合しない場合において、甲がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が甲の指示によるときその他甲の責めに帰すべき事由によるときは、甲は、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務の中止）

第７条　暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、感染症のまん延その他の自然的又は人為的な事象であって、乙の責めに帰すことができないものにより、乙が業務を行うことができないと認められるときは、甲は、業務の中止内容を直ちに乙に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

２　甲は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を乙に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

３　甲は、前 2 項の規定により業務を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（契約金額の変更方法等）

第８条　契約金額の変更については、甲と乙とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

２　前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとす

る。ただし、甲が契約金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合は、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

3　この契約条項の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲と乙とが協議して定める。

（臨機の措置）

第9条　乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ甲の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2　前項の場合において、乙は、そのとった措置の内容を甲に直ちに通知しなければならない。

3　甲は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4　乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が契約金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、甲が負担する。

（変更に伴う手続）

第10条　第6条から前条までの規定によりこの契約の変更をする場合は、甲及び乙は、甲が指定する日までに変更契約書又は請書により契約の変更に伴う手続を行うものとする。

（第三者に及ぼした損害）

第11条　業務を行うにつき第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、同項の損害（第28条の規定により付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち、甲の指示その他甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。ただし、乙が、甲の指示等甲の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3　前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲と乙は協力してその処理に当たるものとする。

（事業実施報告及び検査）

第12条　乙は、業務を完了したときは、その日から起算して30日を経過する日又は令和9年3月20日のいずれか早い期日までに、当該委託業務の成果を記載した事業実施報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

2　甲は、前項の事業実施報告書を受理したときは、その日から起算して10日以内に契約書等に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。

3　乙は、前項の検査の結果履行が不完全である旨の通知を受けたときは、甲の指定する日までに修補しなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完成とみなして前項の規定を準用する。

（委託代金の支払）

第13条　甲は、前条第2項の規定により検査完了の通知を受け取ったときは、委託代金

の支払いを請求することができる。
2　甲は、前項の規定による請求があったときは、適法な請求書を受理した日から 30　日以内に委託代金を支払わなければならない。
（部分払）
第 13 条　乙は、業務の完了前に、乙が既に業務を完了した部分（以下「既履行部分」という。）に相応する委託代金相当額について、次項から第 7 項までに定めるところにより部分払を請求することができる。
2　乙は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る既履行部分の確認を甲に請求しなければならない。
3　甲は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 10 日以内に、契約書等に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を乙に通知しなければならない。
4　前項の場合において、検査に直接要する費用は、乙の負担とする。
5　第 1 項の委託代金相当額は、提案書に基づき、甲と乙が協議して定める。
6　乙は、第 3 項の規定による確認があったときは、前項の規定により算定された額の部分払を請求することができる。この場合において、甲は、適法な請求書を受理した日から 30 日以内に部分払金を支払わなければならない。
7　前項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第 1 項及び第 5 項中「委託代金相当額」とあるのは、「委託代金相当額から既に部分払の対象となった委託代金相当額を控除した額」とするものとする。
（前払金）
第 14 条 甲が、前払金を支払うことを定めたときは、乙は、契約書に定める額の前払金の支払いを甲に請求することができる。ただし、この請求は、甲の承認を得た場合を除き、契約締結の日から 20 日以内にしなければならない。
2　甲は、前項の規定による請求があったときは、適法な請求書を受理した日から　30　日以内に前払金を支払わなければならない。
3　前払金の支払い完了後において、契約金額に変更があっても前払金の額は変更しないものとする。
（第三者による代理受領）
第 15 条 乙は、甲の承諾を得て委託代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。
2　甲は、前項の規定により乙が第三者を代理人とした場合において、乙の提出する支払請求書に当該第三者が乙の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第 12 条の規定に基づく支払いをしなければならない。
（甲の任意解除権）
第 16 条　甲は、業務が完了するまでの間は、次条又は第 18 条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
2　甲は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。
（甲の催告による解除権）
第 17 条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。た

だし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) 履行期間内に業務が完了しないと認められるとき。

(3) この契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(4) この契約の履行に当たり、甲の指示に従わず、又は甲の職務の執行を妨げたとき。

(5) この契約の相手方として、必要な資格を欠いたとき。

(6) 正当な理由なく、第6条の履行の追完がなされないとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に定めた条件に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第18条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) この契約を完了させることができないことが明らかであるとき。

(2) 乙がこの契約の完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(6) 第21条又は第22条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(7) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3　年法律第77　号）第2　条第2　号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

イ　暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下この号において同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

エ　役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ　役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　役員等又は使用人が、アからオまでのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

（談合その他の不正行為に係る甲の解除権）

第19条　甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、第17 条第3 号に規定する不正の行為とみなし、この契約を解除することができる。この場合において、同条に規定する催告を要しないものとする。

(1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22 年法律第54 号。以下「独占禁止法」という。）第3 条、第6 条、第8 条又は第19 条の規定に違反（以下「独占禁止法違反」という。）するとして、独占禁止法第49 条に規定する排除措置命令又は第62 条第1 項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。

(2) 乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が、刑法（明治40 年法律第45 号）第96 条の6 若しくは第198 条又は独占禁止法第89 条第1 項、第90 条第1 号若しくは第2 号若しくは第95 条第1 項第1 号に規定する罪を犯し、刑に処せられた（刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。）とき。

(3) 前2 号に規定するもののほか、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96 条の6 若しくは第198 条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。

（甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第20条　第17条各号又は第18 条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、第17 条又は第18 条の規定による契約の解除をすることができない。

（乙の催告による解除権）

第21 条　乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（乙の催告によらない解除権）

第22条　乙は、第7条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたときは、直ちにこの契約を解除することができる。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第23条　第21条又は前条各号に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第24 条　乙は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2　乙は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、乙は、現状復旧をして、甲に明け渡さなければならない。

3　前項に規定する現状復旧に要する費用は、乙が負担する。
4　第 2 項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に現状復旧を行わないときは、甲は、乙に代わって現状復旧を行うことができる。この場合においては、乙は、甲に異議を申し出ることができず、また、甲が支出した現状復旧に要した費用を負担しなければならない。
5　業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については甲及び乙が民法の規定に従って協議して決める。

（甲の損害賠償請求等）

第 25 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
(1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
(2) この契約の契約不適合があるとき。
(3) 第 17 条、第 18 条又は第 19 条の規定により、業務完了後に契約が解除されたとき。
(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2　次の各号のいずれかに該当するときにおいては、前項の損害賠償に代えて、乙は、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
(1) 第 17 条、第 18 条又は第 19 条の規定により業務完了前にこの契約が解除されたとき。
(2) 業務完了前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

3　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。
(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

4　第 1 項各号又は第 2 項各号に定める場合（前項の規定により第 2 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。
5　第1項第1号に該当し、甲が損害の賠償を請求する場合の請求額は、契約金額につき、遅延日数に応じ、契約締結日における名古屋市契約規則（昭和 39 年名古屋市規則第 17 号）（以下「契約規則」という。）第 33 条第 1 項に定める割合で計算した額とする。
6　甲は、前項の請求をしようとするときは納入期限を定め請求しなければならない。
7　甲は、乙が前項の規定による損害金を納入期限までに納付しないときは、契約金額から損害金相当額を控除することができる。
8　第 5 項に規定する遅延日数には、検査に要した日数及び第 12 条第 3 項により最初に指定した期限までの日数は算入しない。

（談合その他の不正行為に係る賠償額の予定）

第26条　乙がこの契約に関して第18条各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かにかかわらず、乙は、契約金額に100分の20を乗じて得た額の賠償金に、契約金額の支払いが完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じ、契約締結日における契約規則第46条の2第1項に定める割合で計算した額の利息を付して支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)　第19条第1号及び第3号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（一般指定）（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、そのことを甲が認めるとき。

(2)　第19条第2号のうち、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が刑法第198条に規定する罪を犯し、刑に処せられたとき、又は第18条第3号のうち、刑法第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が刑法第96条の6の規定にも該当し、刑に処せられたとき（第19条第3号については、刑法第96条の6の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。）を除く。

2　前項に規定する場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払いを請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及びその構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

3　第1項の規定にかかわらず、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、甲は、乙に対してその超過分につき賠償を請求することができる。

4　前3項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

（乙の損害賠償請求等）

第27条　乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1)　第21条又は第22条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2)　前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2　第13条第2項の規定による委託代金の支払いが遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約締結日における契約規則第33条第1項に定める割合で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第28条　甲は、第12条第1項の規定による事業実施報告書を受領した日から又は第3項の規定による修補の完了した日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2　第1項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、乙の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3　甲が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項

において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から１年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4　甲は、第 1 項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

5　前各項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。

6　民法第 637 条第１項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

7　甲は、契約不適合があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8　契約不適合が支給材料の性質又は甲の指図により生じたものであるときは、甲は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、乙がその材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（保険）

第 29 条　乙は、任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに甲に提示しなければならない。

（相殺）

第 30 条　甲は、乙に対して金銭債権を有するときは、乙が甲に対して有する委託代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足のある場合はこれを追徴する。

（著作権）

第 31 条　乙が業務の実施により取得した著作権は、甲に帰属する。

（紛争の解決）

第 32 条　この約款の各条項において甲と乙とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに甲が定めたものに乙が不服がある場合その他この契約に関して甲と乙との間に紛争を生じた場合には、甲及び乙は、協議の上調停人１名を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、甲と乙とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは甲と乙が折半し、その他のものは甲と乙とがそれぞれが負担する。

2　前項の規定にかかわらず、甲又は乙は、必要があると認めるときは、同項に規定する紛争解決の手続前又は手続中であっても同項の甲と乙との間の紛争について民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和 26 年法律第 222 号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

（補則）

第 33 条　この契約条項に定めるもののほか、乙は、港まちづくり協議会財務規程その他関係法令の定めるところに従うものとし、この契約条項に定めのない事項その他疑義を生じた事項については、その都度甲と乙とが協議して定める。

別記

情報取扱注意項目

（基本事項）

第 1　この契約による事務の処理（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受注者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

（関係法令等の遵守）

第 2　受注者は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成 16 年名古屋市条例第 41 号。以下「あんしん条例」という。）、名古屋市個人情報保護条例（平成 17 年名古屋市条例第 26 号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

（適正管理）

第 3　受注者は、本件業務に関して知り得た港まちづくり協議会（以下「発注者」という。）から取得した情報及び委託の趣旨に基づき市民等から取得した情報（これらを加工したものを含み、委託の趣旨に基づき発注者に提供される予定のものに限る。以下「取得情報」という。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の取得情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（機密情報の取扱いに関する特則）

第 4　受注者は、本件業務を処理するために、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成 16 年名古屋市規則第 50 号）第 28 条第 1 項第 1 号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（第三者への提供及び目的外使用の禁止）

第 5　受注者及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、取得情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。

2　前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

（再委託の禁止又は制限等）

第 6　受注者は、発注者の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。

2　受注者は、本件業務を第三者に委託する場合は、取得情報の取扱いに関し、この契約において受注者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

3　受注者は、機密情報の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、発注者が認めたときはこの限りではない。

（複写及び複製の禁止）

第 7　受注者は、発注者から指示又は許可された場合を除き、取得情報が記録された資料及び成果物（発注者の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

（情報の返却及び処分）

第 8　受注者は、取得情報が記録された資料のうち発注者から取得したものを保有する必要がなくなったときは、その都度速やかに発注者に返却しなければならない。ただし、発注者の承認を得た場合はこの限りではない。

2　受注者は、前項に規定する場合を除き、取得情報を保有する必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、発注者の承認を得た場合はこの限りではない。

(情報の授受)

第 9　取得情報並びに取得情報が記録された資料及び成果物の授受は、すべて発注者の指名する職員と受注者の指名する者との間において行うものとする。

(報告等)

第 10　受注者は、発注者が取得情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、発注者が取得情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

2　受注者は、取得情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

(従事者の教育)

第 11　受注者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。

2　受注者は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

3　受注者は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

(契約解除及び損害賠償等)

第 12　発注者は、受注者が情報取扱注意項目に違反していると認めたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

(1) 契約を解除すること。

(2) 損害賠償を請求すること。

(3) 取得情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第 34 条の規定に基づきその旨を公表すること。

2　前項第 2 号及び第 3 号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

(特定個人情報に関する特則)

第13　受注者は、本件業務が特定個人情報（保護条例第 2 条第 7 号に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を取り扱う事務である場合、あらかじめ発注者の承認を得た場合を除き、本件業務の履行場所から特定個人情報を持ち出してはならない。

2　受注者は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者を明確にしなければならない。なお、発注者から求めがあるときは、特定個人情報を取り扱う者について速やかに報告しなければならない。

3　受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する事項のほか、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 12 項に

規定する個人番号利用事務実施者としての義務を果たすこと。

（電子情報の消去に関する特則）

第 14　受注者は、発注者が所有する記録媒体の廃棄又は賃借している記録媒体の返却に当たり、本件業務により当該記録媒体に記録された電子情報の消去を行う場合は、物理的破壊、消磁その他復元不可能な方法によらなければならない。

2　受注者は、前項の消去を行ったときは、電子情報を復元不可能な方法によって消去したことを証する写真その他の証拠を添えた証明書等を提出して、発注者の確認を受けなければならない。